

●無視することとほめることの組み合わせ

- ①してほしくない行動、減らしたい行動を挙げる
- ②代わりにしてほしい行動を挙げる

してほしくない行動	代わりにしてほしい行動
(例)ぐずる	(例)普通の声で話す
(例)ふてくされる	(例)どうしたいのか言う

- ③減らしたい行動の中の一つを選び、その行動が起こったときに無視してみる
- ④好ましい行動が現れたら、すぐにほめる。
- ⑤代わりにしてほしい行動が現れたら、すぐにほめる

## § 7 前半の振り返り

### ●これまでの振り返り

§ 1 オリエンテーション

§ 2 子どもの行動を3つに分ける

§ 3 してほしい行動を増やす

§ 4・5 子どもの協力を増やす方法

§ 6 してほしくない行動を減らす

## § 8・9 制限を設ける：警告とペナルティ

### ●制限を設ける

指示する→警告する→従えば、すぐにほめる  
従わなければ、制限を設定

- 1 どの行動に制限を加えるか
  - 2 警告(イエローカード)
    - ①「効果的な指示の出し方」を使って指示を出す
    - ②「警告」を出す
- ☆「警告」は子どもが指示に従える最後のチャンス

## § 10 すべての振り返り

- 最終回であり、これまでを振り返るとともに、これからの期待などについても話し合う。
- 修了証を交付

# 親子関係の再構築のために

児童相談所と親との関係は疎遠になりがちであるので、施設と連携し三者が手を繋ぐことで、より積極的な親子関係の再構築が可能となる。

そのための手段として、個別面接の積極的な実施から、家族合同面接の展開により家族の再生への足がかりとすることができる。

そして、ペアレント・トレーニングを行うことによって、親自身が子どもとのかかわりに自信を持つことができ、家族の再生に近づくことになる。

# チーム結成の効果

- ケース理解を共有することで、ケースが理解しやすくなった。
- 担当が転勤しても、誰か知っている職員が残ることで、保護者や施設職員に安心感を持ってもらえた。
- 従来の担当者が一人で困っていたケースを引き受けるところができた。
- 施設職員と積極的な交流が図られ、意思の疎通性がよりスムーズに図られるようになった。

# 《親支援プログラム》 ～母親グループの実際～

横浜市中心中央児童相談所

児童精神科医師

金井 剛

## ＜虐待発生についての基本的理解＞

- 1、虐待者は「加害者」である一方「被害者」でもある
- 2、その意味で虐待は虐待者による「SOS」である
- 3、虐待者にも子どもへの愛情はあり、ある時点まで子どもを育てた事実もある
- 4、「良き親」でいられないこと等による悪循環の病理  
罪悪感や状況の悪化
- 5、背景に「孤立」と「余裕のなさ」は必ず存在する
- 6、精神障害の存在の頻度の高さと影響の大きさ

# ＜虐待者とその家族への支援～ I ＞

## 1、親支援の方向性

### ①孤立の軽減

- ・児童福祉司、心理士、精神科医等による個別援助  
（面接、電話、家庭訪問など）、地域などの利用
- ・保護者グループ（児童相談所、福祉保健センター）

### ②余裕のなさの軽減

- ・生活の余裕軽減；生保、児童手当、住居の確保  
子育て支援ボランティア、保健師訪問
- ・心の余裕軽減；精神科医療の確保、カウンセリング  
事業、児童心理司、精神科医の継続面接など

# ＜虐待者とその家族への支援～Ⅱ＞

## ③精神障害の改善

- ・精神科医療への導入；「病気」ではなく「障害」と理解  
薬の役割、診断ではなく困っている症状への着目
- ・精神科医療の継続；ドクターショッピングの勧め  
通院支援など

## ④その他

- ・夫婦関係、親子関係など対人関係の環境の調整
- ・面接による虐待者の罪悪感の軽減（親力の強化）  
子育ての努力や成果への評価
- ・子どもの問題の軽減や治療

## ＜グループ治療の位置付け＞

- 1、家庭での養育力の向上、養育継続のため
  - ・分離を避けるための治療的関わり
- 2、孤立の軽減のため
  - ・同体験の共有、仲間関係の形成
  - ・受け止める人の存在／職員と仲良くなるために
- 3、再統合の条件、アフターケアのため
  - ・条件のひとつとしての参加
  - ・再統合直後の安定とモニタリングと関係強化のため
- 4、職員の育成のため
  - ・司会者のローテーション、記録係、オブザーバー参加

# ＜横浜市の母親グループの実践～ I ＞

## 1、中央児童相談所

- ・利用者の特徴と目的の違いで三種類のグループ  
「かわべ会」「まどか」「話し場」
- ・常勤児童精神科医の配属

## 2、南部児童相談所

- ・「コスモスの会」
- ・月2回、参加回数制限無、親子分離

## 3、北部児童相談所

- ・「ひだまりの会」
- ・月2回、参加回数制限無、親子同室

## ＜横浜市の母親グループの実践～Ⅱ＞

### 1、「かわべ会」について

- ・虐待防止センター治療的グループ(MCG)参考
- ・平成8年10月開始
- ・毎月第一、第三月曜日／10:00～11:30
- ・参加回数の制限なし、参加許可は援助方針会議
- ・保育サービス(保育ボランティア1名配置)あり
- ・司会;児童福祉司、児童精神科医の参加
- ・グループ討議(自由討論だが司会者中心の進行)
- ・現在の参加者4～5名(統合失調症4名、  
境界性人格障害1名)

# ＜横浜市の母親グループの実践～Ⅲ＞

## 2、「まどか」について

- ・かわべ会形式の短所の露呈（固定、重症化）
- ・平成13年10月開始
- ・毎月第2、第4火曜日／10:00～11:30
- ・6ヶ月9回を1クール、2クールまでの参加制限
- ・参加は児童精神科面接経て（言語性、攻撃性確認）
- ・こどもグループを同時開催
- ・司会と記録と子ども担当を児童心理司がローテーション
- ・グループ討議（進行や形式は全て担当者任せ）
- ・定員8名まで（平均参加率約60%）

## ＜横浜市の母親グループの実践～Ⅳ＞

### 3、「話し場」について

- ・「まどか」修了者の要望から
- ・平成15年6月開始
- ・「まどか」と同日程(別部屋)、子どもグループは合同
- ・「まどか」修了者の自主参加
- ・職員は世話係1名のみ(基本的に参加せず)  
場所の提供が基本方針
- ・参加人数少ない時は職員参加または「まどか」合流
- ・資格該当者現在20名、平均4.0名／回参加

# ＜母親グループの評価＞

## 1、アンケート調査

- ・クール終了時に施行

## 2、新版K式親子関係テスト

- ・クール開始前と終了後に施行し効果判定

## 3、Y-Gテスト→TEG(東大式エコグラム)

- ・クール開始前と終了後に施行し効果判定

## 4、子どもグループのアタッチメント評価

- ・クール開始前と終了後に施行し効果判定

☆毎回終了時に子どもの様子など親と情報交換

# ＜母親グループについての雑感～ I ＞

## 1、グループの構成について

- ・子どもの年齢、夫の有無、精神障害の重い軽い  
知的水準、虐待の有無などは画一的であると楽
- ・親の年齢、生活水準などは問題とならない
- ・離婚の有無、家族構成は配慮必要

## 2、グループの期間について

- ・長期のメリット；精神障害、未熟など時間をかける  
デメリット；重傷者の沈殿、新規加入の困難
- ・1クールの効果＜2クールの効果
- ・2クール目の特徴（リラックス、聞く力など）
- ・中断期間（1ヶ月）の意味

## ＜母親グループについての雑感～Ⅱ＞

### 3、その他の効果（孤立の軽減に加えて）

※グループの効果は絶大である

- ・職員と「仲良し」になる→その人がよりオープンに
- ・参加者がきれいになる
- ・育児や自分に対する自信がついてくる
- ・自己主張上手くなる（→夫婦間に種々の葛藤発生）
- ・外に目が向く（就労、ボランティア、趣味など）

### 4、精神科医の役割

- ・スーパーヴァイズ、全体の把握→ベテラン心理司
- ・参加の是非の判断→ベテラン心理士、集団判断
- ・不穏事例への対応→担当福祉司、心理司

## ＜母親グループについての雑感～Ⅲ＞

### 5、児童相談所における親グループの意味

- ・開始以前、グループ、終了後と継続した支援可能  
(外部への依頼に比較してのメリット)
- ・事例に関わる人数、職種など重層的に
- ・変化を実感できる
- ・子ども(被虐待児童、その兄弟など)への関与

### 6、父親(男性保護者)への支援

- ・個別、または父親だけのグループの必要性  
(母親がいる時といない時と)
- ・休日や夜間の面接やグループ開催の必要性

# ＜母親グループについての雑感～Ⅳ＞

## 7、その他

- ・地域の特性(コンパクトで人口密集＝横浜市)
- ・複数による担当(見学、職員研修などのためにも)
- ・特別な技法を必要とはしない
- ・未熟、不安定などの場合は個人療法と並行して
- ・安定した、能力高い参加者の配置も(楽な運営に)
- ・中断命令あっても良い(前もってのアナウンス不要)
- ・地域の親の会のメンバー養成(主に話し場から)